

2023年1月6日

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

・国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則
(ローンマーケット協会 <Loan Market Association> ほか)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
(環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、各種原則等への適合性について外部評価を受けていることを確認いたします。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則
（国際資本市場協会 < International Capital Market Association >）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン
（国際資本市場協会 < International Capital Market Association >）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているグリーンボンドに投資いたします。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
（ローンマーケット協会 < Loan Market Association > ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、各種原則等への適合性について外部評価を受けていることを確認いたします。
- ・融資実行後も検証を受けた SPTs について、お客さまから達成状況を当行へ報告を受け内容を確認いたします。

4．サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則
（国際資本市場協会 < International Capital Market Association >）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資いたします。

5．トランジション・ファイナンス

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック
（国際資本市場協会 < International Capital Market Association >）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針
（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・基準への適合性の判断は外部評価によって確認いたします。
- ・ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては当該ロードマップとの整合性も合わせて確認いたします。

．．に準じる投融資

1．類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、．．に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- ・資金使途が再生可能エネルギー事業または再生可能エネルギー関連設備に限定されている投融資（環境影響評価法等の関連法令に基づいた対応により環境へのネガティブな影響に対処している投融資）

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当該基準は営業統括部が策定し、営業統括部担当取締役が承認しております。
- ・当該基準への適合性については、取扱店等において対象投融資を特定するとともに、営業統括部にて再度確認いたします。

以 上